

大学入試学会誌投稿規程

制定 2024 年 9 月 19 日

(論文の種別)

大学入試学会誌 (The Journal of University Admissions: Theory and Practice) には、会員の投稿による論文 (以下「投稿論文」) と編集委員会からの依頼によって寄稿された論文 (以下「依頼論文」) を掲載する。

第2条

投稿論文の種別は、「原著 (一般)」「原著 (事例)」「原著 (展望)」「研究ノート」とする。

- (2) 原著論文とは、大学入学者選抜に関わるオリジナルの研究である。「原著 (一般)」、「原著 (事例)」、「原著 (展望)」の3種別とする。原著論文は、和文と英文の要約を伴い、16 ページ以内とする。
- (3) 「原著 (一般)」とは、大学入試関連分野において汎用的で明快な結果を有し、有意義な考察が伴う学術的研究とする。
- (4) 「原著 (事例)」とは、大学入試関連分野において特定の事例を対象とした分析を行った研究であり、明快な結果を有し、学術的に有意義な考察が伴う実践的研究とする。
「原著 (展望)」とは、大学入学者選抜研究に関わる主題について、既に発表された文献や知見を渉猟し、一定の視点から分析、整理した学術的研究とする。
- (5) 「研究ノート」とは、原著に準ずる学術的価値を有する研究である。和文の要約を伴い、12 ページ以内とする。

(投稿資格)

第3条

投稿論文の筆頭著者は、本学会の正会員、ないしは、学生会員とする。

(二重投稿及び分割投稿の禁止)

第4条

大学入試学会誌に、既刊の大学入試学会誌、ないしは、他の学術雑誌に掲載された論文や記事、投稿中の原稿や印刷中の論文と実質的に同一の内容の原稿を投稿することはできない。また、1回の研究活動で得られたデータに関する内容を複数の論文として発表する場合、分割投稿 (サラミ投稿) に該当しないように、十分な注意を払う。

- (2) 投稿原稿が二重投稿や分割投稿にあたるか否かは編集委員会が判断する。したがって、既に掲載された論文や、印刷中ないしは投稿中の原稿と部分的に内容やデータに重複のある原稿を投稿する際には、その情報を編集委員会に提供する。
- (3) 投稿原稿が二重投稿や分割投稿と判断された場合、その時点で受理を取り消し、審査を取りやめる。
- (4) 採択後に論文が二重投稿や分割投稿と判明した場合、大学入試学会誌への掲載を取り消す。

(倫理審査)

第5条

投稿される論文等が「人を対象とする研究」に該当する場合、あらかじめ著者の所属機関等において研究倫理審査を受審する必要がある。

- (2) 前項に該当するにもかかわらず、著者が所属する組織等に研究倫理審査を行う組織または機関等が存在しない場合、投稿前に大学入試学会に相談する。

(投稿方法と投稿先)

第6条

投稿は、大学入試学会ウェブページにて行う。投稿者は、投稿にあたって必要な各種情報を入力し、投稿原稿ファイル等をアップロードする。

(投稿原稿の書式)

第7条

投稿原稿は、以下の条件に従うこととする。

- (1) 当面の間、投稿原稿に用いる言語は、日本語とする。
- (2) 投稿原稿の書式は、大学入試学会誌執筆要項の定めに準拠する。
- (3) 著者は、投稿原稿から氏名・所属等の著者の特定が可能になる情報を完全に削除する。
- (4) 投稿原稿のファイル形式は、PDF ファイルとする。

(査読)

第8条

投稿原稿は、大学入試学会誌査読規程に則り、編集委員会による査読を経て採否が決定される。査読の結果、論文の構成や内容の修正、種別の変更を求めることがある。

(不採択論文の再投稿)

第9条

査読の結果、不採択となった原稿を修正のうえ、再度、投稿する場合には、その旨を明記し、修正前の原稿のコピーを電子ファイルとして添付する。

(著者校正)

第10条

著者校正は、採択後の内容を変更しない範囲で、原則として一度行うこととする。

(原稿受理日)

第11条

事務局によって原稿に不備がないことが確認された場合、投稿を受理する。事務局が受理した年月日を原稿受理日とする。

(論文採択日)

第 12 条

幹事会によって査読結果が採択と確認され、編集委員会による承認手続きへと進むことが認められた年月日を論文採択日とする。

(原稿掲載料及び別刷料)

第 13 条

原稿掲載料は、原則的に無料とする。ただし、以下に掲げる費用は著者が負担する。

- (1) 大学入試学会誌は、原則的に白黒印刷とする。したがって、カラー印刷等、印刷上特別の費用を必要とする事情が生じた場合には、著者がその費用を負担する。
- (2) 別刷の費用は著者が負担する。なお、別刷の希望がある場合には、採択後に申し込む。

(著作権)

第 14 条

大学入試学会誌に掲載される全ての著作物の著作権は、大学入試学会に帰属する。

- (2) 大学入試学会誌に掲載された全ての著作物は、ゴールド OA（完全オープンアクセス）として公開し、エンバーゴ期間を設けない。著作者が所属機関の機関リポジトリ等に著作物を登録することを妨げないが（グリーン OA）、採択原稿など掲載論文と内容が同一であることを条件とする。
- (3) 大学入試学会誌に掲載された全ての著作物は、以下のライセンス条件に基づき、原文のままであり、かつ非営利目的に限り、複製や頒布が可能とする。
クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際「CC BY-NC-ND（表示-非営利-改変禁止）」
- (4) 著者が論文等の全部あるいは大部分を他の著作物に利用する場合は、その旨を大学入試学会に申し出て許可を得るとともに、出典を明記する。許可の可否は、再利用の内容、媒体の性質等を踏まえて学会が判断する。なお、学会の許可があっても、投稿先の規程により、二重投稿や自己盗用と見なされることがある。
- (5) 著者以外の商用利用については、学会事務局に連絡し、審査の上、問題ないと判断した場合に限り許可する。
- (6) 採択後、投稿者は著者全員が署名または捺印した著作権に関する契約書を提出する。

(附則)

この細則は、2024 年 9 月 19 日から施行する。

2025 年 6 月 30 日改訂。

以上